

会津漆器産業従事者支援補助金募集要領

1 事業の目的

会津漆器産業従事者及び会津漆器協同組合が行う商品開発、需要開拓、情報発信など会津漆器の振興に資すると認められる取組を支援することで、会津漆器産業の持続性を保持し、地場産業の振興を図ることを目指します。

2 募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の【表1】のいずれかの者とし、(1)及び(2)の要件を全て満たす者であることが必要です。また、この募集における会津漆器産業従事者とは、会津若松市内に主たる事業所や作業場等を有しており、かつ市に対して市税の納付義務を有する法人及び個人とします。

(1)市税を滞納していないこと。

(2)暴力団等の反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。

【表1】

募集対象者	会津漆器産業従事者 (1者のみ)	会津漆器産業従事者のグループ (2者以上)	会津漆器協同組合
要件	会津漆器産業従事者に該当すること	構成員に会津漆器産業従事者に該当すること	

※会津漆器産業従事者の定義

- ・会津漆器の製造または販売を主たる事業として営んでおり、補助事業完了後も漆器産業に従事する意思を有する者。
- ・市内に主たる事業所や作業場等を有し、市に対して市税の納税義務を有する法人及び個人

3 補助内容

(1)補助対象期間

補助決定日から令和8年3月31日(火)まで

(注1)期間内に補助事業及び事業にかかる支払いを終了し、実績報告書を提出する必要があります。

(2)補助額等

【表2】のとおり、予算の範囲内で補助金を交付する。

(注1)1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助額とする。

(注2)当該補助事業において、他団体からの収入(補助金等)がある場合は、その収入額を差し引いた額を補助対象経費とします。

(注3)補助事業者の申請額より、減額した額で交付決定する場合があります。

【表2】

補助額	会津漆器産業従事者 (1者のみ)	補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする
	会津漆器産業従事者のグループ (2者以上)	補助対象経費の2分の1以内の額とし、25万円を限度とする
	会津漆器協同組合	補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする

(3)補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、試作・改良費、広告宣伝費、役務費、通信運搬費、委託料、会場整備費、使用料及び賃借料、その他経費

※各経費区分における対象経費については、別紙「補助対象経費一覧」による。

4 申請書類の提出について

(1)提出方法

申請をご希望の方は、会津若松市商工課事務担当へ事前に電話等で連絡のうえ、必要書類の正本1部を、(3)に定める提出期間内に会津若松市商工課に持参または郵送で提出してください。

(注1)FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

(注2)郵送の場合は、書類不備等に伴う返送のため、書類一式の返送が可能な額面の切手を同封願います。(不使用の場合は、後日通知等とともに返却します)

(注3)締め切りを過ぎての提出は受け付けません。郵便での提出は、締切日に商工課必着となるよう提出してください。

(2)提出書類

- ・交付申請書(第1号様式)
- ・事業計画書(第2号様式)
- ・収支予算書
- ・納税証明書(滞納処分を受けたことのない証明)

(注1)現年度と過去3年度分が記載されたものを提出してください。

(注2)グループの場合は、市内に住所を有する方全員の納税証明書が必要です。

(注3)必要に応じ、申請後に記載以外の追加説明資料の提出を求める事があります。なお、提出書類や追加提出資料は返却しません。

(3)提出期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月17日(火)

※申請額に補助金の予算が達した時点で、受付を終了します。

(4)提出先

会津若松市商工課

5 本事業に関する問い合わせ先

会津若松市商工課地場産業振興グループ(担当:須田)

電話 0242-39-1252 FAX 0242-39-1433

E-mail: shoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(以上)